

議第10号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

高島市長 福井正明

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および高島市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成17年高島市条例第48号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

1 取得する財産の種類

土地

2 取得する財産の所在等および契約の相手方

所在	字	地番	地目	面積 (㎡)	契約の 相手方
朽木宮前坊	鍋坂	49番	雑種地	1,102	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
朽木宮前坊	鍋坂	50番	原野	469	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1157番	田	489	■■■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1158番	田	1,443	■■■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1160番	田	1,159	■■■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1161番	田	2,496	■■■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1163番	田	3,051	■■■■■■■■■■

朽木宮前坊	脇山	1 1 6 4 番	田	1, 3 2 0	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 6 5 番	田	2, 2 2 8	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 6 6 番	田	2, 9 4 4	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 6 7 番	田	1, 7 8 7	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 6 8 番	田	1, 1 6 0	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 6 9 番	田	2, 9 3 1	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 7 0 番	田	2, 9 8 7	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 7 1 番	田	2, 3 2 1	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 7 2 番	田	2, 4 7 6	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 7 3 番	田	2, 5 0 3	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 7 6 番	田	9 0 9	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 7 7 番	田	7 0 0	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 7 8 番	田	4 0 0	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 7 9 番	田	4 2 5	■■■■■■■■
朽木宮前坊	脇山	1 1 8 0 番	田	1, 5 5 2	■■■■■■■■
朽木宮前坊	鍋坂	1 1 8 4 番	田	2, 9 6 2	■■■■■■■■
朽木宮前坊	鍋坂	1 1 8 7 番	田	1, 7 8 6	■■■■■■■■
朽木宮前坊	鍋坂	1 1 8 8 番	田	1, 2 4 8	■■■■■■■■
朽木宮前坊	鍋坂	1 1 8 9 番	田	1, 9 0 1	■■■■■■■■
計		2 6 筆		4 4, 7 4 9 m ²	

3 取得価格

1 3 4, 2 5 1, 6 0 0 円

4 取得の方法

売 買

5 取得の目的

高島市ごみ処理施設整備事業に係る用地の取得